浜松市

小児・AYA世代の方へ

がん患者等の妊よう性温存後生殖補助医療への補助制度のご案内

浜松市では、将来こどもを授かることを望む小児・若年がん患者さん等に対して、妊よう性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療等に必要な費用の一部を補助する制度(「市長あて申請」制度)があります。

申請前に下記の【お問い合わせ先】に電話等にてご相談ください。(必要に応じて関連制度である「県知事あて申請」制度のご案内もさせていただきます。)



どんな人が申請できるの？



浜松市に住所がある方で、受精卵などの凍結保存時に43歳未満の方などいくつか条件があります。また、生殖医療を専門とする医師の証明などが必要です。
詳しくは、下記問い合わせ先へお問い合せください。



補助制度の内容を教えて！



妊よう性温存後生殖補助医療に要する費用を補助する制度で、以下の４種類があります。

- 凍結した胚（受精卵）を用いた生殖補助医療
- 凍結した未授精卵子を用いた生殖補助医療
- 凍結した卵巣組織を用いた生殖補助医療
- 凍結した精子を用いた生殖補助医療



どうやって申請するの？



健康医療課へ電話等でご相談いただいた上で、必要な書類をそろえ、申請してください。

【お問い合わせ先】
浜松市健康医療課健康医療グループ（浜松市保健所3階）
住所：〒432－8550 浜松市中央区鴨江二丁目11－２
電話：053－453－6178
メール：iryou@city.hamamatsu.shizuoka.jp

浜松市ホームページ

R8.9 作成

【補助制度確認フロー】

1 あなたが温存後生殖補助医療を受けた医療機関は、どこですか

・令和８年３月時点で静岡県が公表している情報に基づき作成しています。
・静岡県以外の都道府県が指定する指定医療機関で温存後生殖補助医療が実施された場合も補助の対象になります。
・指定医療機関の他、静岡県が別に定める医療機関は、浜松市長あて申請の対象となる可能性があります。対象の医療機関については、静岡県疾病対策課（054-221-3773）へお問い合わせください。

【指定医療機関】

浜　松　市	浜松医科大学医学部附属病院、聖隷浜松病院、アクトタワークリニック
静　岡　市	俵ＩＶＦクリニック、静岡県立総合病院
沼　津　市	いながきレディースクリニック

※静岡県以外の指定医療機関については、病院が所在する都道府県にお問い合せください。

2 研究のため、温存後生殖補助医療に係る臨床情報の提供に同意していますか

・病院での同意書記入済みの方、専用アプリへ登録済みの方が対象となります。

・提供の臨床情報は、日本がん・生殖医療学会のデータベースに登録され、有効性・安全性など妊よう性温存を促進するための研究に活用されます。
・個人情報の取扱いについては、国の要綱により、その保護に十分配慮することとされています。

3 あなたが受ける妊よう性温存後生殖補助医療は何ですか

・治療内容等によって、申請先や補助上限額が異なります。
・県知事あて申請であっても、書類の提出先は浜松市になります。

※妊よう性温存に係る臨床情報提供に同意されない方（アプリ登録なし）又は、指定医療機関以外の医療機関（静岡県が別に定める医療機関）で治療を受けた方は浜松市長あて申請に該当する可能性があります。別途、お問い合わせください。

対象者	年齢制限（妻のみ）	助成対象経費	治療内容及び補助上限額（県知事あて申請）	助成回数（妻の年齢）
がん患者等であった夫婦のいずれか	43 歳未満	温存後生殖補助医療に要した医療保険適用外費用	・凍結胚(受精卵)：10 万円 ・凍結未受精卵子：25 万円 ・凍結卵巣組織　：30 万円 ・凍結精子　　：30 万円	《40 歳未満》 6回を限度とする 《40～42 歳》 3回を限度とする

※補助対象経費の実支出額と上記表の額を比較して少ない額が補助額となります。
※県知事あて申請と浜松市長あて申請の補助上限額は同額（併用不可）となります。